

参議院外交防衛委員会會議録第十号

平成二十八年三月三十一日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 正久君  
理事 古賀友一郎君  
塚田 一郎君  
三木 亨君  
榛葉賀津也君  
荒木 清寛君

委員

宇都 隆史君  
片山さつき君  
中曾根弘文君  
中原 八一君  
堀井 巖君  
小野 次郎君  
大野 元裕君  
北澤 俊美君  
福山 哲郎君  
藤田 幸久君  
石川 博崇君  
井上 哲士君  
浜田 和幸君  
アントニオ猪木君  
糸数 慶子君  
外務大臣 岸田 文雄君  
防衛大臣 中谷 元君  
副大臣 外務副大臣 木原 誠二君  
外務副大臣 武藤 容治君  
大臣政務官 外務大臣政務官 黄川田仁志君

外務大臣政務官 濱地 雅一君  
外務大臣政務官 山田 美樹君  
政府特別補佐人 横島 裕介君  
内閣法制局長官  
事務局側 常任委員会専門員 宇佐美正行君

政府参考人

内閣官房内閣審議官 谷脇 康彦君  
外務大臣官房審議官 水嶋 光一君  
外務大臣官房審議官 大菅 岳史君  
外務大臣官房審議官 相木 俊宏君  
外務大臣官房審議官 植澤 利次君  
外務大臣官房参事官 宇山 智哉君  
外務大臣官房参事官 吉田 朋之君  
外務省北米局長 スポーツ庁審議官 森 健良君  
防衛省防衛政策局長 前田 哲君  
防衛省整備計画局長 眞部 朗君  
防衛省地方協力局長 中島 明彦君  
防衛省統合幕僚監部総括官 高橋 憲一君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件  
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協

定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤正久君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官谷脇康彦君外十二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤正久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤正久君) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小野次郎君 おはようございます。国民とともに進む改革政策、民進党、昨日から所属になりました小野次郎でございます。民進党としてはこの委員会では初めての質問になりますが、御協力の

ほどよろしくお願い申し上げます。  
まず、在日米軍の駐留経費負担に係る特別協定についてですが、五年ごとの期限協定としている趣旨をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(森健良君) お答え申し上げます。HNSに係る特別協定につきましては、これまで基本的にその期間を五年としてきております。

これは、一方におきまして、経費の負担に際しては、日米両国を取り巻くその時々種々の要因を総合的に勘案して、暫定的、限定的、特例的な措置としてその都度特別協定を締結することが適切との判断がありまして、また他方において、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を安定的に支える必要があると、そういう考え方に基づくものでございます。

今般の特別協定についても、北朝鮮あるいは中国の動向等我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を安定的に支える必要があるとの観点を含め、日米両国を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、その有効期間を五年間としたものでございます。

○小野次郎君 それは、だから、一年ごとでもなく恒久的なものにもしなかった、五年にしたという理由だと思っておりますけど、期限にしている理由は何ですかと聞いています。

○政府参考人(森健良君) 繰り返しになりますけれども、やはりこれは特別の協定、すなわち地位協定に例外を設けるものでございますので、その判断にあつては、その時々々の要因を勘案して、暫定的、限定的、特例的な措置としてこれを行うと、これが適切だという判断でございます。

○小野次郎君 トランプさんのああいう発言もあるのですが私は聞いていますけれども、日本ではこれは当然今慎重に、いろいろ特例的、暫定的な

ては、跡地利用の特措法第八条に基づきまして、駐留軍の行為に起因するものに限らず、跡地の区域の全部につきまして、土地所有者に引き渡す前に、土壤汚染調査などの支障除去措置を講じてきておるところでございます。普天間飛行場が返還された際におきましても、同様に、土地所有者にお引渡しをする前に、ドラム缶の処分に限らず、土壤汚染調査などの支障除去措置を講ずることになるわけでございます。

いずれにいたしましても、防衛省としては、跡地利用の促進を図る観点から、沖縄県あるいは関係市町村などと調整しつつ、返還された駐留軍用地の支障除去措置に適切に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○アントニオ猪木君 是非、前向きの方で対処していただきたいと思っております。  
次に非核三原則についてお伺いしますが、昭和四十二年、佐藤内閣の際に、兵器を持たず、作らず、持ち込まずとの考えを四十七年に閣議決定されました。以前質問をさせていただきましたが、非核三原則は閣議決定ではありませんが、法制化されていないということで法的拘束力がないのではないかと。持たない、作らないに関しては、日本が遵守すればいいことかもしれませんが、当然守られていくものと思っております。

しかし、核を搭載した外国の船が日本の領海を通過することや日本に寄港することはどうでしょう。可か不可か、根拠とともに具体的にお聞かせください。

○政府参考人(水嶋光一君) お答えいたします。我が国は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まずとの非核三原則を堅持しております。御指摘の核搭載艦船の我が国領海の通航につきましては、我が国としては国際法上の無害通航とは認められないというふうに考えております。

また、寄港につきましては、我が国の非核三原則は内外に周知徹底されておりますので、他国が友好親善の目的で軍艦を派遣することを希望する場合に核兵器を持ち込むことはそもそも想

定されていないことだと考えております。○アントニオ猪木君 本日に核の問題は難しい問題で、いつも答弁を聞くたびに本当かなというのが私の実感です。

最近、先ほども話題になりましたアメリカ次期大統領選のトップを走っているトランプさん、この前、予算委員会で写真を用意したんですが、髪切りマツチというのをアメリカのプロモーターと二〇〇七年にやったのがありましたが、その後、最初は泡沫候補かと言われたトランプさんが大統領として出てきて、もしかするとトランプさんが大統領ということもあり得るのかなと。

そこで、日本と韓国の核保有を排除しないという考え、先ほども質問がありました。拡大解釈をすると、日本に核保有を要するということ意味が含まれている可能性もあります。また、昨年、安保法制の議論の中で、中谷防衛大臣より自衛隊による核兵器の輸送も法文上排除していないという発言がありました。この一連の発言について、私は、日本の非核三原則が軽んじられているように思えてなりません。まずは、非核三原則は運ばずの条文を加え非核四原則として法整備をすべきだと考えます。

これまでの非核三原則が法整備されてこなかった理由と、今後、法整備に向けて前向きに検討する考えがあるのか、併せてお聞かせください。  
○副大臣(武藤容治君) 私からお答えさせていただきます。

今の非核三原則の件でありますけれども、三原則を我が国は堅持するとともに、核兵器不拡散条約の締約国でもあります。大量破壊兵器の拡散防止にも積極的に取り組んでいる我が国が核兵器を輸送することはあり得ないということでございます。また、その高度の秘匿性や安全確保の必要性から、外国が核兵器の輸送を我が国に要請することなどあり得ないことだというふうに承知しております。非核三原則を堅持する我が国としても、核兵器を輸送するために必要な知見等を有しておらず、輸送することはあり得ないという認

識であります。このような我が国は核兵器を輸送しないとの考えは、非核三原則の趣旨、精神に沿ったものであります。なお、非核三原則は内外に十分周知徹底されていることから、改めて法制化する必要はないと考えております。

そして、今後の外務省の見解についてでございますけれども、非核三原則については歴代内閣はこれを堅持してきております。政府として、国会等の場を通じてこの方針を累次表明してきておりまして、内外に十分周知徹底されることから、改めて法制化することもないと考えております。

いずれにいたしましても、安倍内閣としまして非核三原則を守るとの基本方針を堅持する立場に変わりはありません。

以上です。  
○アントニオ猪木君 次に、テロ対策についてお聞きしたいと思っておりますが、もう何遍か同僚議員が質問しておりますが、ベルギーの首都ブリュッセルで同時多発テロ、三百人以上が死傷、痛ましい事件が起きました。まあ何日前ですかね、パキスタンとインドの国境線で、何年前かまではそこで紛争がすごかったんですが、今は平和のムッセージということで、ワガという町ですが、兵隊さんが行進をしている意味ではアトラクション的に行っているところがありました。このラホールは一番安全だと言われたところがまたテロで相当の負傷者が出ました。

本日に、いろんな新聞報道でもなされていますので、この辺の一番対策というのはなかなか、今までの経験に基づいてじゃなくて、これからはもともともと違う、テロが進化という言葉は余り良くないんで、テロのそういう、その相手の虚をつくというんですかね、まあそういうようなことで、一番私が心配するのは、原子力発電所の、この間も報道もありましたが、テロの標的になっている。この辺を、もしそういう攻撃を受けた場合に甚大な被害が出る原子力発電所を狙うのは、テロリストの立場からいえば、非常に彼らの狙いど

ころという感じがします。  
我が国でも現在敷基の原発が稼働しています。テロの脅威に対して警備体制等拡充が必要だと考えます。場合によっては、自衛隊による巡回なども視野に入れ検討すべきだと思います。今後、原子力関連施設のテロ対策はどのように強化していくのか、現在の状況を踏まえ聞かせてください。

○政府参考人(高橋憲一君) お答えいたします。原子力発電所の警備でございますが、警察機関が第一義的な対応の責任を有しております。自衛隊は、一般の警察力をもつては治安を維持することができない緊急事態が発生した場合などには、治安出動等の発令を受け、警察機関と緊密に連携して対処することとなります。

こうした事態に備え、これまでも自衛隊は、警察や海上保安庁と共同訓練を行ってきたところでございまして、警察とは、平成二十四年六月に愛媛県伊方原発において初めて実際の原子力発電所を舞台として共同訓練を実施して以降、平成二十五年十一月に北海道泊原発、福井県美浜原発、平成二十六年三月に島根県島根原発、平成二十七年二月には青森県東通原発及び同年十月に新潟県柏崎刈羽原発においても訓練を行い、海上保安庁とは、平成二十四年十月及び平成二十六年十二月に若狭湾において原発テロへの対処に係る共同訓練を実施するなど、施設の警備や検問、不審船の対処等における互いの要領を確認し、連携の強化を図っているところでございます。

防衛省・自衛隊といたしましては、原子力発電所におけるテロ・ゲリラ攻撃など緊急事態の対応に関し、今後とも、こうした訓練を精力的に実施するとともに、関係機関との議論を一層深め、更なる連携の強化に努めてまいります。

以上でございます。  
○アントニオ猪木君 次に、拉致問題について質問をさせていただきますが、一部報道によりまして、北朝鮮が中国企業を介して経済特区から、港からロシア産重油を極秘に輸入している、さつき